

はじめに

現在、多くの地方都市では、人口減少や少子高齢化が進み、安全で快適な生活環境を確保し、将来にわたって持続可能な都市経営を実現することが大きな課題となっています。

そのような中、本市においては、人口の継続的な増加が続いていますが、国立社会保障・人口問題研究所の中長期的な人口推計によりますと、老年人口割合は増加し、将来人口は減少することが予測されています。

このため、本市では、概ね 20 年後を見据えた中長期的な展望のもと、生活関連サービス施設と居住の誘導により、まとまりのある都市づくりを進めるため「伊勢崎市立地適正化計画」を策定しました。

この計画は、郊外部における低密度な住宅地の拡散を抑制することで市街地の人口密度を維持・向上し、将来にわたり持続可能な都市の実現を目指すとともに、公共交通との連携・充実により、円滑に移動できる利便性の高い都市の実現を目指すものです。

今後は、本計画に位置づける誘導施策の取り組みと拠点間の連携により、均衡ある発展と元気であり続ける都市づくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました伊勢崎市立地適正化計画策定協議会委員をはじめとする多くの皆様に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。



平成30年3月

伊勢崎市長 **五十嵐清隆**

目次

第1章	計画策定の趣旨	1
1.	策定の背景と目的.....	1
2.	立地適正化計画とは.....	2
(1)	立地適正化計画とは.....	2
(2)	立地適正化計画に定める内容.....	3
3.	計画の位置づけ.....	4
4.	計画の対象区域と計画期間.....	4
(1)	対象区域.....	4
(2)	計画期間.....	5
第2章	伊勢崎市の現状	6
1.	本市の概況.....	6
(1)	位置・交通条件.....	6
(2)	歴史.....	6
(3)	気候.....	6
2.	人口の動向.....	7
(1)	人口の現況.....	7
(2)	人口動態.....	11
(3)	人口の将来推計.....	14
3.	土地利用.....	17
(1)	土地利用の現況・推移.....	17
(2)	空き地の状況.....	19
4.	都市交通.....	20
(1)	公共交通の状況.....	20
(2)	公共交通の徒歩圏の状況.....	23
5.	都市機能の立地状況.....	24
(1)	行政施設の分布と徒歩圏の状況.....	24
(2)	介護・福祉施設の分布と徒歩圏の状況.....	25
(3)	子育て支援施設の分布と徒歩圏の状況.....	26
(4)	商業施設の分布と徒歩圏の状況.....	27

(5) 医療施設の分布と徒歩圏の状況.....	28
(6) 金融施設の分布と徒歩圏の状況.....	29
(7) 教育・文化施設の分布と徒歩圏の状況.....	30
(8) コミュニティ施設の分布と徒歩圏の状況.....	31
6. 都市開発の動向.....	32
(1) 市街地開発事業などの状況.....	32
(2) 宅地開発の状況.....	33
(3) 空き家の状況.....	34
7. 災害・防災.....	35
(1) 避難所・避難場所の指定状況.....	35
(2) 洪水浸水想定区域.....	36
8. 都市経営.....	37
(1) 歳入・歳出構造.....	37
(2) 公共施設などの整備状況.....	38

第3章 都市づくりの課題39

第4章 立地の適正化に関する基本的な方針45

1. 都市づくりの基本方針.....	45
(1) 目指す将来都市像.....	45
(2) 都市づくりの理念.....	45
(3) 都市づくりの基本方針.....	46
2. 目指すべき都市の骨格構造.....	47
3. 計画人口.....	49

第5章 都市機能誘導区域の設定50

1. 都市機能誘導区域の考え方.....	50
2. 都市機能誘導区域の設定.....	50
(1) 都市機能誘導区域の設定方針.....	50
(2) 都市機能誘導区域の設定.....	51
(3) 誘導施設の設定.....	60

第6章 居住誘導区域の設定72

1. 居住誘導区域の考え方 72
2. 居住誘導区域の設定 73

第7章 誘導施策の設定79

1. 誘導施策の展開方向 79
2. 誘導施策 80
 - (1) 届出制度による機能誘導 80
 - (2) 国による支援の活用促進 82
 - (3) 市が実施する誘導施策 84

第8章 計画の進行管理87

1. 基本的な考え方 87
2. 施策の達成状況に関する評価の方法 87
3. 計画の評価指標 88
 - (1) 目標値の設定 88
 - (2) 目標値を達成することで期待される効果 89
4. 今後の都市づくりの進め方 90
 - (1) 都市機能誘導区域 90
 - (2) 居住誘導区域 90
 - (3) 居住誘導区域に含まれない地域 90
 - (4) 赤堀支所周辺地区（居住誘導準備区域） 91
 - (5) 公共交通ネットワークの考え方 91
5. 計画の推進体制 91

参考資料92